

居宅療養管理指導サービスコード表(平成30年4月以降)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
31	1111	医師居宅療養管理指導 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費()	(一)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	1回につき		
31	1113	医師居宅療養管理指導 2		((2)以外)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位			
31	1115	医師居宅療養管理指導 3		(三)(一)及び(二)以外の場合	442 単位	442			
31	1112	医師居宅療養管理指導 1		(2)居宅療養管理指導費() (在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	294 単位		294	
31	1114	医師居宅療養管理指導 2		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	284 単位	284			
31	1116	医師居宅療養管理指導 3	(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位	260	260			
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		507 単位	507		
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		483 単位	483		
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導		(3)(1)及び(2)以外の場合		442 単位	442		
31	1221	薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		558		
31	1222	薬剤師居宅療養 1・特薬			558 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	658	
31	1251	薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			414	
31	1252	薬剤師居宅療養 2・特薬			414 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	514	
31	1244	薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合			378	
31	1245	薬剤師居宅療養 3・特薬			378 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	478	
31	1223	薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住者 が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		507	
31	1224	薬剤師居宅療養 1・特薬				507 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	607
31	1255	薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下の 場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		507	
31	1256	薬剤師居宅療養 2・特薬				507 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	607
31	1225	薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		376	
31	1226	薬剤師居宅療養 3・特薬				376 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	476
31	1253	薬剤師居宅療養 4			(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		376	
31	1254	薬剤師居宅療養 4・特薬				376 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	476
31	1246	薬剤師居宅療養 5			(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		344	
31	1247	薬剤師居宅療養 5・特薬				344 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位	444
31	1248	薬剤師居宅療養 6				(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		344
31	1249	薬剤師居宅療養 6・特薬					344 単位	特別な薬剤の場合	+ 100 単位
31	1131	管理栄養士居宅療養			ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		537 単位	537
31	1132	管理栄養士居宅療養				(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		483 単位	483
31	1133	管理栄養士居宅療養	(3)(1)及び(2)以外の場合			442 単位	442		
31	1241	歯科衛生士等居宅療養	ホ 歯科衛生士等が行う 場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		355 単位	355		
31	1243	歯科衛生士等居宅療養		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		323 単位	323		
31	1250	歯科衛生士等居宅療養		(3)(1)及び(2)以外の場合		295 単位	295		
31	1261	看護職員居宅療養	ヘ 看護職員が行う場 合	(1)同一建物居住者以外の利用者 に対して行う場合			402		
31	1262	看護職員居宅療養 准看			402 単位	准看護師が行う場合	× 90%	362	
31	1263	看護職員居宅療養		(2)同一建物居住者に対して行う 場合(同一日の訪問)			362		
31	1264	看護職員居宅療養 准看			362 単位	准看護師が行う場合	× 90%	326	
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算			所定単位数の 15% 加算			
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			

へ(1)、(2)については、平成30年9月30日まで算定できる。

介護予防居宅療養管理指導サービスコード表(平成30年4月以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
34 1111	予防医師居宅療養 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費() ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	1回につき		
34 1113	予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位			
34 1115	予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	442 単位			
34 1112	予防医師居宅療養 1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 () (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	294 単位			
34 1114	予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	284 単位			
34 1116	予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位			
34 2111	予防歯科医師居宅療養	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		507 単位			
34 2112	予防歯科医師居宅療養		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		483 単位			
34 2113	予防歯科医師居宅療養		(3)(1)及び(2)以外の場合		442 単位			
34 1221	予防薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	558 単位			
34 1222	予防薬剤師居宅療養 1・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位		658	
34 1251	予防薬剤師居宅療養 2				(三)(一)及び(二)以外の場合		特別な薬剤の場合 + 100 単位	514
34 1252	予防薬剤師居宅療養 2・特薬						特別な薬剤の場合 + 100 単位	478
34 1271	予防薬剤師居宅療養 3			特別な薬剤の場合 + 100 単位			478	
34 1272	予防薬剤師居宅療養 3・特薬			(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合		507 単位	
34 1223	予防薬剤師居宅療養 1		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		特別な薬剤の場合 + 100 単位	607		
34 1224	予防薬剤師居宅療養 1・特薬				(三)(一)及び(二)以外の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	607	
34 1255	予防薬剤師居宅療養 2					特別な薬剤の場合 + 100 単位	607	
34 1256	予防薬剤師居宅療養 2・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	376	
34 1225	予防薬剤師居宅療養 3					特別な薬剤の場合 + 100 単位	476	
34 1226	予防薬剤師居宅療養 3・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	476	
34 1253	予防薬剤師居宅療養 4		特別な薬剤の場合 + 100 単位			344		
34 1254	予防薬剤師居宅療養 4・特薬		特別な薬剤の場合 + 100 単位		444			
34 1273	予防薬剤師居宅療養 5		特別な薬剤の場合 + 100 単位		344			
34 1274	予防薬剤師居宅療養 5・特薬		特別な薬剤の場合 + 100 単位		444			
34 1275	予防薬剤師居宅療養 6		特別な薬剤の場合 + 100 単位		444			
34 1276	予防薬剤師居宅療養 6・特薬		特別な薬剤の場合 + 100 単位	444				
34 1131	予防管理栄養士居宅療養		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		537 単位		
34 1132	予防管理栄養士居宅療養			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		483 単位		
34 1133	予防管理栄養士居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合		442 単位		
34 1241	予防歯科衛生士等居宅療養		ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		355 単位		
34 1242	予防歯科衛生士等居宅療養			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		323 単位		
34 1243	予防歯科衛生士等居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合		295 単位		
34 1261	予防看護職員居宅療養	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		402 単位			
34 1262	予防看護職員居宅療養 ・准看		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	准看護師が行う場合 × 90%	362			
34 1263	予防看護職員居宅療養			准看護師が行う場合 × 90%	362			
34 1264	予防看護職員居宅療養 ・准看		362 単位		326			
34 8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算			所定単位数の 15% 加算			
34 8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			
34 8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			

へ(1)、(2)については、平成30年9月30日まで算定できる。